
「事業届」に関する説明資料 Ver. 07

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する
「液化石油ガス器具等」にPSLPGマークを表示しようとする事業者用

「特定液化石油ガス器具等」



カートリッジガスこんろ
半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器
半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま
ふろがま
液化石油ガス用ふろバーナー
半密閉式液化石油ガス用ストーブ
液化石油ガス用ガス栓
携帯液化石油ガス用バーナー

特定液化石油ガス器具等以外の「液化石油ガス器具等」



調整器
一般ガスこんろ
開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用瞬間湯沸器
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース
密閉式又は屋外式液化石油ガス用バーナー付ふろがま
開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ
液化石油ガス用ガス漏れ警報器
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース
液化石油ガス用対震自動ガス遮断器

令和8年4月

経済産業省産業保安・安全グループ 製品安全課

目 次

1-1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係法令等.....	1
1-2. P S L P Gマーク（ ）制度	1
2-1. 液化石油ガス器具等の適用範囲について	6
2-2. 液化石油ガス器具等の技術基準への適合について	9
2-3. 製品に表示するP S L P Gマーク について	9
2-4. 製品に表示する届出事業者の名称、注意事項等について	10
3-1. 事業届出書	12
3-2. 変更届出書	19
3-3. 業務報告書	22
3-4. 契約解除等報告書	23

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の概要

1-1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係法令等

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「法」という。）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=342AC0000000149
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343C00000000014
- ・ 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（以下、「省令」という。）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343M50000400023
- ・ 特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則（以下「報告規則」という。）
<https://laws.hq.admix.go.jp/law/507M60000400010>
- ・ 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（以下、「通達」という。）
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki_211115tsutatsu_zenbun.pdf

1-2. PSLPGマーク（) 制度

(1) 制度の目的、概要

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、公共の福祉を増進することを目的として制定された法律です。

この法律で定める「液化石油ガス器具等」とは、主として一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合に用いられる機械、器具、又は材料（一般消費者等が消費する液化石油ガスの供給に用いられるものを含む。）であって、政令（施行令第3条及び別表第1）で定めるものとされており、「特定液化石油ガス器具等」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて、特に液化石油ガスによる災害の発生のおそれが多いと認められる液化石油ガス器具等であって、政令（施行令第4条及び別表第2）で定めるものとされています。

具体的な液化石油ガス器具等の品目は以下の通りです。

特定液化石油ガス器具等以外の「液化石油ガス器具等」

調整器、一般ガスこんろ、開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用瞬間湯沸器、
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、密閉式又は屋外式液化石油ガス用バーナー付ふろがま
開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ、
液化石油ガス用ガス漏れ警報器、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、
液化石油ガス用対震自動ガス遮断器





※定義については「2-1. 液化石油ガス器具等の適用範囲について」を参照のこと。

「特定液化石油ガス器具等」

カートリッジガスこんろ、半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器、
半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま、ふろがま、
液化石油ガス用ふろバーナー、半密閉式液化石油ガス用ストーブ、液化石油ガス用ガス栓
携帯液化石油ガス用バーナー



※定義については「2-1. 液化石油ガス器具等の適用範囲について」を参照のこと。

届出や製品毎に定める技術基準に適合させる等の義務を履行した場合に付することができる表示（＝PS LPGマーク  ）が付されているものでなければ、「液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」とされています。（法第39条）

なお、上記の技術基準（省令第11条別表第3）に示す性能を満たす技術的内容の例については、通達を参照してください。

(2) 「事業の届出」

液化石油ガス器具等の「製造」又は「輸入」の事業を行う者は、国に対し、事業の届出を行うことができます。（法第41条）

輸入事業者のうち、外国にある者（特定輸入事業者（※1））は、国内管理人（※2）を選任する必要があり、選任する国内管理人は、以下の基準に適合するようにならなければならず（法第46条第4項、省令第14条の2）、届出の際に、その適合を証する資料を添付する必要があります（法第41条第2号、省令第4条第2項）。詳細は「3. 届出書の提出方法」を参照ください。

〈国内管理人の基準適合義務〉

- ① 日本に住所を有すること。
- ② 届出事業者から、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知等を受領する権限を付与されていること。
- ③ 液化石油ガス器具等に関する法令の規定を遵守するものであること。
- ④ 日本語による会話能力を有すること。
- ⑤ 次の事項が定められた契約関係であること。
 - (i) 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - (ii) 届出事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等の回収その他の災害の拡大を防止する

ための措置に関する事項

(iii)②（法の規定により主務大臣が行う処分通知等を受領する権限の付与）に関する事項

(iv) 検査記録の写し等の保存に関する事項

(v) 報告徴収等に関する事項

⑥ 国内管理人の業務の実施方法が適切なものであること。

また、国内管理人は、特定輸入事業者と国とのいわば「コンタクトパーソン」としての対応や立入検査、報告徴収に対応する必要があるため、特定輸入事業者は、届出情報を国内管理人に提供してください。

これらの届出をした場合、届出事業者の氏名、住所、液化石油ガス器具等の型式の区分等（特定輸入事業者の場合、国内管理人の氏名等を含みます。）が公表されます。

なお、国内管理人は、当該国内管理人に係る届出事業者が法第41条の規定に基づく届出を行った日から起算して1年を経過するごとに、その1年を経過した日から1月以内に、特定輸入事業者である届出事業者との連絡体制等の報告をする必要があります（報告規則第2条）。詳細は「3-3. 業務報告書」を参照ください。

当該届出事業者と国内管理人が契約解除等をする場合には、事前に経済産業省本省又は管轄の経済産業局に対し、報告をする必要があります（報告規則第3条）。詳細は「3-4. 契約解除等報告」を参照ください。

※1 特定輸入事業者

輸入事業者のうち、外国において、取引DPF（※3）を利用等することで、国内の輸入事業者を介さず、直接国内の一般消費者等に液化石油ガス器具等を販売する海外事業者（法第39条第1項、第2条第11項）。

※2 国内管理人

日本国内においてその輸入に係る液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（法第41条第2号）。法令上の基準を満たした者でなければならない（法第46条第4項、省令第14条の2）。

※3 取引DPF

オンラインモール等の取引デジタルプラットフォーム。一般消費者等と製造事業者、輸入事業者又は販売事業者との間の通信販売に係る取引の場（法第2条第9項、施行令第5条）。

(3) 「基準適合義務」及び検査記録の作成、保存

(2)の届出を行った事業者（以下、「届出事業者」という。）は、届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、省令第11条別表第3に規定されている性能（※）に適合していることを確認する検査（以下、「自主検査」という。）を行い、その検査記録を作成し、保存しなければなりません。（法第46条）検査記録への記載すべき事項は以下の6項目で、保存期間は検査の日から3年間です。（省令第13条）

※省令に示す性能を満たす技術的内容の例については、通達で参考までに示しています。

（省令第13条第1～3項）

- 一 液化石油ガス器具等の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 二 検査を行った年月日及び場所

- | | | | |
|---|--------------------|---|-------|
| 三 | 検査を実施した者の氏名 | 五 | 検査の方法 |
| 四 | 検査を行った液化石油ガス器具等の数量 | 六 | 検査の結果 |

上記に加えて、特定輸入事業者である届出事業者は、検査記録の写しを国内管理人に提供する必要があります。また、当該写しの提供を受けた国内管理人は、その写しを保存する必要があります（法第46条第3項）。保存期間は検査の日から3年間です（省令第13条第3項）。

(4) 「特定液化石油ガス器具等」の「適合性検査」の受検及び証明書の保存

液化石油ガス器具等のうち、特定液化石油ガス器具等については、技術基準への適合性について、届け出た型式区分ごとに(3)の自主検査に加えて、主務大臣（経済産業大臣）の登録を受けた者（＝「登録検査機関」）による検査を受け、かつ、適合証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません。（法第47条第1項）

特定液化石油ガス器具等の登録検査機関は「一般財団法人日本ガス機器検査協会」及び「一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会」となります。
詳細については以下URLをご参照ください。



一般財団法人日本ガス機器検査協会

<https://www.jia-page.or.jp/certification/tekigo/>



一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会（液化石油ガス用ガス栓のみ）

<https://www.lia.or.jp/index.html>

(5) 表示（PS LPGマーク  )

(2) から (4) の義務を果たした届出事業者は、「PS LPGマーク  

」（詳細は「2-3. 製品に表示するPS LPGマークについて」を参照）の表示を付すことができます。
（法第48条）

また、PS LPGマーク   の表示が付してある液化石油ガス器具等であれば、販売又は販売の目的での陳列を行うことができます。（法第39条第1項）

(6) 立入検査

製品安全の観点から、液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に経済産業省（経済産業局は製造・輸入事業に関するものに限る）、独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査する立入検査を行うことがあります。（法第83条第1項）

(7) 改善命令及び表示の禁止等

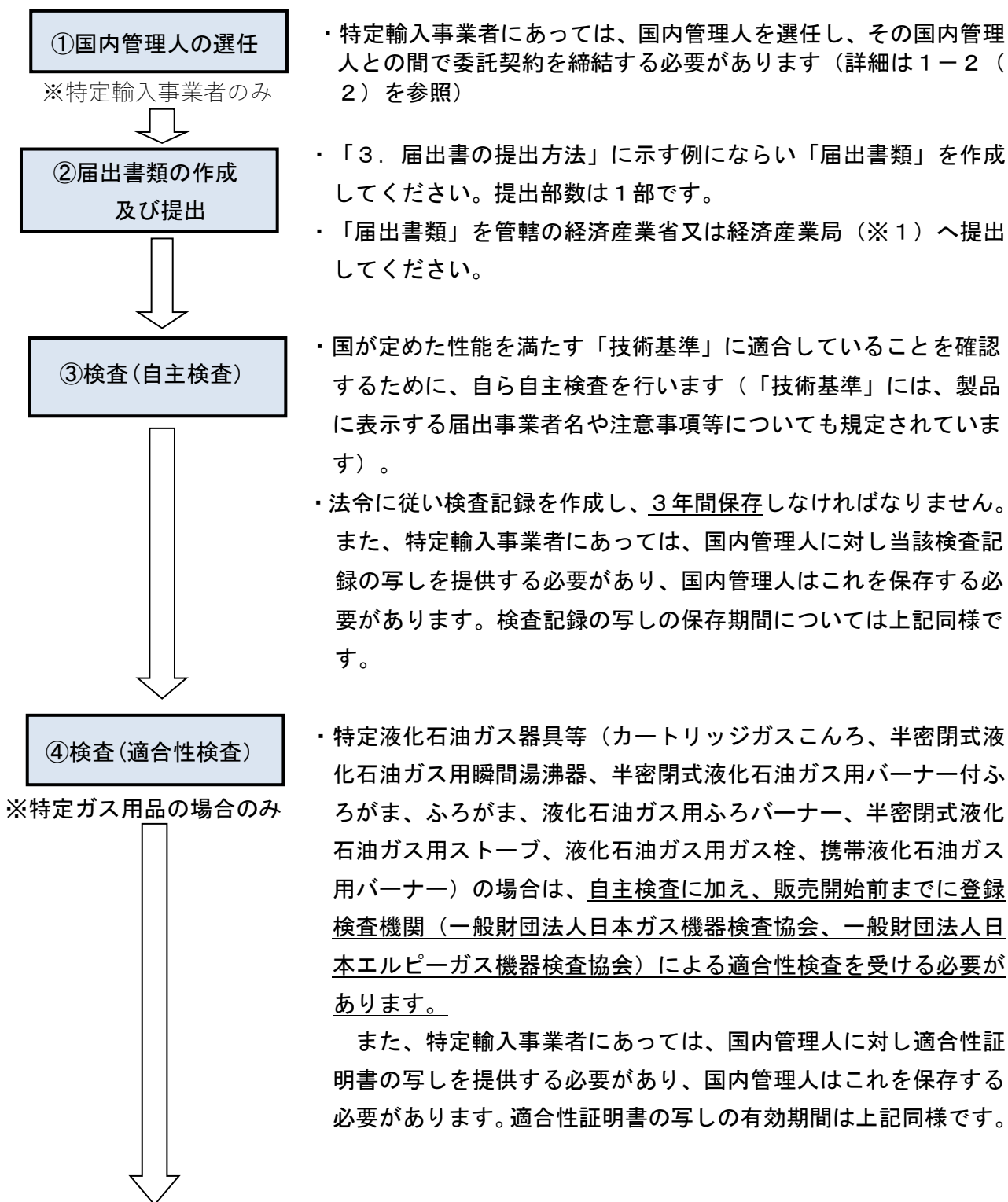
事業者が(2) から (4) の義務を果たさない、(5) のPS LPGマークを表示せずに液化石油ガス器具等を販売したなどの場合は、改善命令や表示の禁止などを発動することがあります。（法第49条、第50条）

2. 製品の製造・輸入開始に関する手続きの流れ <手続きフロー図>

現在、必要な手続きのうち、一部の手続きは「保安ネット」によりインターネット経由で作成・提出することが可能です。

手続きの詳細については、「3. 届出書の提出方法」又は次のHPを参照ください。



(保安ネットとは) https://www.meti.go.jp/product_safety/seian_hoan-net_guide.html



⑤PSLPGマーク表示



⑥販売

・上記①～④の義務を履行した場合には、「PSLPGマーク  

※1 届出先

(1) 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、当該管轄の経済産業局に届け出ます。

具体的な管轄対象地域、届出先の経済産業局の部署は「4. 届出書の提出先」を参照してください。

(2) 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が、複数の経済産業局の管轄区域内にわたる場合は、経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課に届け出ます。

2-1. 液化石油ガス器具等の適用範囲について

法、施行令及び省令で定める「液化石油ガス器具等（特定液化石油ガス器具等を含む）」の適用範囲は以下のとおりです。

(法第2条第7項、第8項及び施行令第3条別表第1、第4条別表第2及び省令別表第1)

1 調整器 ※PSLPGマーク 対象（自主検査必要）

1時間に減圧することができる液化石油ガスの質量が30キログラム以下のものに限る。

2 液化石油ガスこんろ

※イはPSLPGマーク  対象（自主検査及び適合性検査必要）

※ロはPSLPGマーク  対象（自主検査必要）

イ 液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの（以下「カートリッジガスこんろ」という。）。

※対象製品例は参考1参照













ロ 液化石油ガスの消費量の総和が14キロワット（ガスオーブンを有するものにあつては、21キロワット）以下のものであつて、こんろバーナー1個あたりの液化石油ガスの消費量が5.8キロワット以下のもの（イに掲げるものを除く。以下「一般ガスこんろ」という。）。

3 液化石油ガス用瞬間湯沸器

※半密閉式はPSLPGマーク  対象（自主検査及び適合性検査必要）

※開放式若しくは密閉式又は屋外式はPSLPGマーク  対象（自主検査必要）

液化石油ガスの消費量が70キロワット以下のもの。

- 4 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース ※PS LPGマーク  対象（自主検査必要）
内径が10ミリメートル以下で長さが1.2メートル以下のゴム製のホースを用いたものに限る。
- 5 液化石油ガス用バーナー付ふろがま
※半密閉式はPS LPGマーク  対象（自主検査及び適合性検査必要）
※密閉式又は屋外式はPS LPGマーク  対象（自主検査必要）
液化石油ガスの消費量が21キロワット（専用の給湯部を有するものにあつては、91キロワット）以下のものに限る。
- 6 ふろがま ※PS LPGマーク  対象（自主検査及び適合性検査必要）
液化石油ガス用バーナーを使用することができ、かつ、液化石油ガス用バーナーを使用した場合における液化石油ガスの消費量が21キロワット以下である構造のものに限り、密閉燃焼式のもの及び屋外式のもの並びに液化石油ガス用バーナーが取り付けられているものを除く。
- 7 液化石油ガス用ふろバーナー ※PS LPGマーク  対象（自主検査及び適合性検査必要）
液化石油ガスの消費量が21キロワット以下のものに限り、ふろがまに取り付けられているものを除く。
- 8 液化石油ガス用ストーブ
※半密閉式はPS LPGマーク  対象（自主検査及び適合性検査必要）
※開放式若しくは密閉式又は屋外式はPS LPGマーク  対象（自主検査必要）
液化石油ガスの消費量が19キロワット以下のものに限る。
- 9 液化石油ガス用ガス栓 ※PS LPGマーク  対象（自主検査及び適合性検査必要）
燃焼用の機械又は器具の部品として用いられる構造のものを除く。
- 10 液化石油ガス用ガス漏れ警報器 ※PS LPGマーク  対象（自主検査必要）
ガスの濃度についての指示機構を有するもの及び携帯用のものを除く。
- 11 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース ※PS LPGマーク  対象（自主検査必要）
内径が15ミリメートル以下で長さが1.2メートル以下のゴム製のホースを用いたものに限る。
- 12 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器 ※PS LPGマーク  対象（自主検査必要）
管と接続するためのねじ部の内径が60ミリメートル以下のものであつて、3.5キロパスカル以下のゲージ圧力のガスを遮断するように設計したのものに限る。
- 13 携帯液化石油ガス用バーナー ※PS LPGマーク  対象（自主検査及び適合性検査必要）

液化石油ガスを充填した容器が直接取り付けられる構造のものに限り、当該容器との接続部から火炎を出す位置までの距離が三十五センチメートル以上のもの及び当該容器（液化石油ガスの吸収材の使用その他の液化石油ガスの漏えいを防止するための加工がされているものに限る。）との接続部がねじ式のものを除く（対象製品例は参考2参照）。

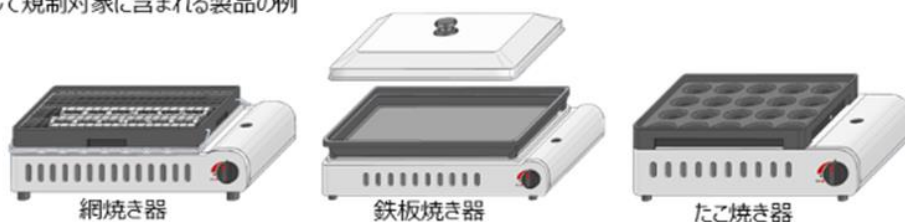
（参考1）「カートリッジガスこんろ」の対象製品例

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/item.html>



「カートリッジガスこんろ」として規制対象に含まれる製品の例

- ・カセット式のこんろ
- ・カセット式の網焼き器
- ・カセット式の鉄板焼き器
- ・カセット式のたこ焼き器
- ・カセット式のおでん鍋
- ・カセット式の炊飯器
- ・カセット式のオープン 等



（参考2）「携帯液化石油ガス用バーナー」（ガストーチ）の対象製品例

対象のガストーチは、カセットボンベやアウトドア缶等の液化石油ガスを充填した容器に直接接続する製品です。



以下のような製品は規制の対象外となります。

- ・容器との接続部から火口までが35センチメートル以上のもの
- ・配管工事用製品など、ガスホースを介してガスボンベを取り付けるもの
- ・吸収材を使用するなど、液化ガスの漏出を防止する機能を備えたガスボンベを使用するもの

2-2. 液化石油ガス器具等の技術基準への適合について

液化石油ガス器具等の技術上の基準及び解釈については、以下のとおりです。

(省令第11条、第13条及び別表第3)

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search_lsg0500_detail?lawId=343M50000400023

(通達)



https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/gijutsuki_unkaishaku_pslpg.pdf

2-3. 製品に表示するPSLPGマーク   について

PSLPGマークは、以下の2種類です。

(法第39条及び施行令第3条別表第1、第4条別表第2)

	PSLPGマーク	ガス用品の区分
特定液化石油ガス器具等		<ul style="list-style-type: none"> ・カートリッジガスこんろ ・半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器 ・半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま ・ふろがま ・液化石油ガス用ふろバーナー ・半密閉式液化石油ガス用ストーブ ・液化石油ガス用ガス栓 ・携帯液化石油ガス用バーナー
特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等		<ul style="list-style-type: none"> ・調整器 ・一般ガスこんろ ・開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用瞬間湯沸器、 ・液化石油ガス用継手金具付高圧ホース ・密閉式又は屋外式液化石油ガス用バーナー付ふろがま ・開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ ・液化石油ガス用ガス漏れ警報器 ・液化石油ガス用継手金具付低圧ホース ・液化石油ガス用対震自動ガス遮断器

マークの構成割合（比率等）は、以下の省令別表第7（PS LPGマーク ）又は別表第8（PS LPGマーク ）を参照してください。

別表第7：https://laws.e-gov.go.jp/law/343M50000400023/#Mpas_18

別表第8：https://laws.e-gov.go.jp/law/343M50000400023 #Mpas_19

2-4. 製品に表示する届出事業者の名称、注意事項等について

省令に規定するほか、通達では具体的に液化石油ガス器具等毎に規定されている事項を表示することとされています。（機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示）。

（例：「カートリッジガスこんろ」における表示項目）

通達により、以下を表示することとしています。

- ・ 液化石油ガス器具等の型式
- ・ 届出事業者の氏名又は名称
- ・ 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称
- ・ 製造年月、製造番号
- ・ 使用すべき容器の名称（組込型こんろであって日本産業規格適合容器を使用するものを除く）
- ・ 使用上の注意に関する事項

なお、届出事業者の氏名又は名称の表示は、経済産業大臣の承認を受けた略称又は記号、経済産業大臣に届け出た登録商標をもって代えることができます。左記による表示にあたっては、「（様式第15）略称表示承認申請書」又は「（様式第16）登録商標表示届出書」を経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課に事前に相談の上、提出してください。

3. 届出書の提出方法

※特定輸入事業者が事業届出を提出した場合は、選任した国内管理人に対し、国内管理人に事業届出日と併せて届出の内容を確実に共有してください。

事業開始届出等の提出方法は、2つあります。

- ・ 保安ネット（オンライン）による提出
- ・ 書面（郵送）による提出

▶保安ネット（オンライン）による提出

「保安ネット」によるオンライン提出が可能です。

※保安ネットによる手続は、以下のメリットがあります。是非ご利用ください。

- ・ インターネット環境があれば、24時間どこからでも手続が可能
- ・ 届出内容の項目の多くがプルダウン選択方式のため、書類の作成・郵送・持参の時間やコストが削減される
- ・ 届出・申請内容に不備等があった場合は、経済産業省職員から保安ネットを經由してコメントが届き、再提出も迅速にできるため、手続完了までの時間が短縮される
- ・ 変更届出の際、過去に保安ネットで提出した内容を参照可能
- ・ 受理状況や結果がリアルタイムで把握可能

特定輸入事業者については、保安ネットを通じた国内管理人による代理申請が可能です。委任状をもって代理性が認められる場合（無償で実施する場合）には、国内の代理人による代理届出を認めています。

また、海外事業者による手続の詳細については、以下の経済産業省のホームページ（特定輸入事業者向け特設サイト）を参照してください。

https://www.meti.go.jp/product_safety_tokuteiyunyu_tokuteiyunyu.html

保安ネットでは、製造又は輸入事業（開始）届出（法第41条）のほか、以下の手続も実施可能です。

- ・ 製造又は輸入事業届出（法第41条）
- ・ 事業届出事項変更届出（法第43条）
- ・ 製造又は輸入事業廃止届出（法第44条）
- ・ 登録商標表示届出（省令別表第3第3項（2）ロ）
- ・ 略称表示承認の申請（省令別表第3第3項（2）ロ）
- ・ 輸出用例外届出（法第39条第2項第1号）
- ・ 例外承認の申請（法第39条第2項第2号）
- ・ 承継届出（法第42条第2項）

手続の詳細については、以下の経済産業省のホームページ（保安ネットポータル）を参照してく

ださい。

※https://www.meti.go.jp/product_safety/seian_hoan-net_guide.html

3-1. 事業届出書

(1) 概要

届出書は、国が定める様式（省令様式第3）に基づき作成する他、次の添付資料の作成が必要です。

なお、届出書の記載事項のうち、工場情報等については、一定の要件を満たす場合は、記載不要となります。詳細は、以下の〈工場情報等の届出を不要とする要件〉を参照してください。

※届出の際には、事前に提出先の本省又は経済産業局（「4. 届出書の提出先」参照）にご相談ください。

〈添付資料〉

- ・ 液化石油ガス器具等の型式の区分（省令別表第2）

https://laws.e-gov.go.jp/law/343M50000400023/20251225_507M60000400006

※製造又は輸入を計画しているすべての型式の区分について提出が必要です。

- ・ 製造事業者の場合は当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場、輸入事業者（特定輸入事業者除く）の場合は輸入の事業に係る事務所又は営業所、特定輸入事業者の場合は国内管理人の事務所又は営業所について、添付資料として所在地がわかるリスト及び地図（様式自由）の提出をお願いする場合があります（提出先（経済産業省又は各地にある経済産業局）の確認に必要となります）。
- ・ 特定輸入事業者の場合は、前述の添付書類の他、登記事項証明書又は住民票の写し、省令様式第3の2（権限証明書）、委託契約書の写し、省令様式第3の3（誓約書）が必要です。詳細は以下の〈特定輸入事業者の場合〉を参照してください。

〈工場情報等の届出を不要とする要件〉

次の要件のいずれにも該当する場合、製造事業者は「当該液化石油ガス器具等の工場又は事業場の名称及び所在地」、輸入事業者は「当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所」の記入は不要です（法第41条第4号、省令第5条の2）。

- ① 届出に係る型式の液化石油ガス器具等の設計を行っていること。

（設計を行っていることとは、安全に関わる器具等仕様を自ら定めている、又は、安全に関わる器具等仕様の変更権限があることをいい、当該液化石油ガス器具等の工場又は事業場（輸入事業者の場合は当該液化石油ガス器具等の製造事業者）と届出事業者の間で交わす契約書の内容によってこれを確認します。）

- ② 届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、検査機関において、法第46条第2項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。（法第46条第2項の規定による検査を定期的に行うことについては、現時点での国内外の類似制度における安全確認のための検査の周期等を踏まえ、3年以内に当該検査を行

っている場合にこれに当たるものとします。)

- ③ 経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。

上記要件に該当することを届出時に確認するため、(1)当該液化石油ガス器具等の工場又は事業場（輸入事業者の場合は当該液化石油ガス器具等の製造事業者）との代表的な契約書の写し、(2)届出に係る型式の液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地を示す書類を提出してください。

<特定輸入事業者の場合>

提出書類は日本語で記載してください。日本語で記載できないもの（委託契約書等）は訳文を添付してください。

- ✓ 国内管理人の登記事項証明書（国内管理人が法人の場合）又は
住民票の写し（国内管理人が個人の場合）

※ 登記事項証明書及び住民票の写しは、3か月以内に発行したものに限りします。

- ✓ 様式第3の2（権限証明書）

※ 国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分のお知らせ及び省令第37条の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第3の2による書類

- ✓ 委託契約書の写し

※ 省令第14条の2第5号の委託契約に係る契約書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

※ 委託契約には少なくとも次の内容が記載されている必要があります。

- ① 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
- ② 届出事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等の回収その他の災害の拡大を防止するための措置に関する事項
- ③ 届出事業者から国内管理人に対する、法の規定により主務大臣が行う処分のお知らせ及び省令第37条の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限の付与に関する事項
- ④ 検査記録や適合性証明書の写しの提供及び保存に関する事項
- ⑤ 報告徴収、立入検査及び製品の提出に関する事項

- ✓ 様式第3の3（誓約書）

※ 国内管理人が省令第14条の2各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第3の3による書類

(2) 様式第3の記載例：用紙の大きさは日本産業規格A4です。

液化石油ガス器具等製造（輸入）^{※1}事業届出書

○年○月○日^{※2}

経済産業大臣 殿^{※3}

代表取締役社長 安全 太郎

東京都千代田区霞が関○-○-○

090-□□□□-□□□□

Keizai-□□□□@□□□□.co.jp

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第41条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業開始の年月日 △年△月△日^{※5}

2 製造（輸入）^{※1}する液化石油ガス器具等の区分 □□□□^{※6}

3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名^{※7}

氏名又は名称並びに代表者氏名：経産 二郎

※（国内管理人が法人の場合）

△△株式会社 代表取締役社長 経産 二郎^{※4}

住所：東京都千代田区永田町○-○-○

4 当該液化石油ガス器具等の型式の区分 別添のとおり

5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第5条の2に規定する要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

① 名称：○○株式会社□□工場

所在地：○○県□□市○○

② 名称：○○株式会社□□事業所

所在地：○○県□□市○○

(記載要領)

- ※1 「製造」又は「輸入」のどちらかを記載してください。
- ※2 本届出書を提出する日付を記載してください。
- ※3 提出先により、各管轄の「〇〇経済産業局長」又は「経済産業大臣」となります。詳しくは「2. 製品の製造・輸入開始に関する手続きの流れ」の「※1 届出先」をご確認ください。
- ※4 登記上の「名称」「住所」「代表者の役職名」「代表者の氏名」を記載してください。
- ※5 「事業開始の年月日」は液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業開始を計画している年月日（液化石油ガス器具等に指定される前から事業を行っている場合は、液化石油ガス器具等として指定された年月日（施行日））を記載してください。
- ※6 製造（又は輸入）を計画している液化石油ガス器具等を記載してください。
- ※7 特定輸入事業者の場合のみ記入ください。
- ※8 連絡担当者について、氏名、電話番号等を記載してください。

(3) 添付資料(型式の区分)の記載例:用紙の大きさは原則日本産業規格A4です。

省令別表第2で定める液化石油ガス器具等の型式の区分について、製造又は輸入を計画しているすべての型式について記載が必要となります。

液化石油ガス器具等の区分	型式の区分	
	要素	構造等の区分
カートリッジガスこんろ	メインバーナーの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) ステンレス鋼製のもの (3) アルミニウムめつき鋼製のもの (4) 亜鉛めつき銅製のもの (5) ほうろう銅製のもの (6) 銅製又は銅合金製のもの (7) アルミニウム製のもの (8) その他のもの
	充てんされた液化石油ガスに関する高圧保安ガス法の適用	(1) 受けるもの (2) 受けないもの
	カートリッジガスこんろの構造	(1) 組込型のもの (2) 分離型のもの (3) 直結型のもの
	器具栓の取付位置	(1) 低圧部に位置しているもの (2) 高圧部及び低圧部に位置しているもの (3) その他のもの
	メインバーナーにおけるノズルの数	(1) 一個のもの (2) 二個以上のもの
	使用できる燃料容器の数	(1) 一本のもの (2) 二本以上のもの
	減圧装置の構造	(1) 調整器のもの (2) 器具ガバナーのもの (3) 減圧機能のもの
	ノズルの先端の内径	(1) 0.3ミリメートル未満のもの (2) 0.3ミリメートル以上0.6ミリメートル未満のもの (3) 0.6ミリメートル以上のもの
	点火の方式	(1) 電気点火式のもの (2) その他のもの
	安全装置の構造	(1) 液化石油ガスの通路が閉ざされるもの (2) 燃料容器が燃焼機器からはずれるもの

(記載要領)

※ 届出事業者が「製造」又は「輸入」を計画している液化石油ガス器具等について、1つの要素に対し1つの区分に丸(○)印を付してください。複数の液化石油ガス器具等の製造(又は輸入)を計画しており、1つの要素の中で複数の区分に該当する場合には、別添を複数それぞれ分けて作成してください。要素の組み合わせが1つでも異なる場合は別型式となりますのでご注意ください。

(4) 委託契約書の記載例：用紙の大きさは原則日本産業規格 A 4 です。

(甲が特定輸入事業者、乙が国内管理人)

国内管理人の業務に係る委託契約書

① 経済産業大臣との連絡体制に関する事項

第〇条 甲及び乙は、それぞれ住所及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を変更したときは、遅滞なくその旨を相手方及び経済産業省に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、以下のメールアドレスを用いて、1か月に1回を目途に本件業務に関する定期的な連絡を行うこととする。ただし、本件業務に関して重大な事象が生じた場合はこの限りでない。

甲の電話番号：

甲のメールアドレス：

乙の電話番号：

乙のメールアドレス：

3 甲及び乙は、以下の電話番号を緊急連絡先として指定し、経済産業省の求めがあった場合又は有事の際には速やかに連絡を取り合うものとする。

甲の緊急連絡先：

乙の緊急連絡先：

第〇条 本件液化石油ガス器具等について監督官庁から問合せがあった場合、原則として乙が対応するものとする。

2 乙は監督官庁から問合せがあった場合には、直ちに甲に通知し、必要な情報を直ちに収集し、監督官庁に報告しなければならない。

3 甲は乙から監督官庁から問合せがあった旨の報告を受けた際は、直ちに必要な情報を乙に提供するとともに、必要に応じて甲自らが監督官庁とやり取りしなければならない。

② 届出事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等の回収その他の災害の拡大を防止するための措置に関する事項

第〇条 甲及び乙は、国内又は海外において本件液化石油ガス器具等について事故が生じたことを知ったときは、相手方に報告するとともに、監督官庁に報告し、対応方針の相談をするものとする。

2 甲及び乙は、本件液化石油ガス器具等の欠陥に起因して、第三者の生命、身体若しくは財産に損害を与えた場合又はそのおそれのある場合は、直ちに相手方及び監督官庁に報告しなければならない。

3 甲は、本件液化石油ガス器具等の欠陥に起因して、第三者の生命、身体若しくは財産に損

害を与えた場合又はそのおそれのある場合は、本件製品の欠陥の原因の究明及び除去並びに損害発生防止のために必要な措置をとらなければならない。この場合において、乙は当該措置に協力しなければならず、監督官庁との協議を行うほかその解決のために真摯に対応するものとする。

- ③ 届出事業者から国内管理人に対する、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第37条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限の付与に関する事項

第〇条 甲は、乙に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第37条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与する。

- ④ 検査記録や適合性証明書の写しの提供及び保存に関する事項

第〇条 甲は、乙に対して、甲の輸入に係る前項の本件液化石油ガス器具等の検査記録の写し（本件液化石油ガス器具等が特定液化石油ガス器具等の場合には、検査記録の写しのほか、適合性検査に係る証明書又は適合同等証明書の写し）を提供しなければならない。

2 乙は、次条第3項の規定に基づき甲から提供を受けた検査記録の写し（本件液化石油ガス器具等が特定液化石油ガス器具等の場合には、検査記録の写しのほか、適合性検査に係る証明書又は適合同等証明書の写し）を保存しなければならない。

3 乙は、検査記録又は適合性検査に係る証明書若しくは適合同等証明書の写しについて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存するものとする。

- ⑤ 報告徴収、立入検査及び製品の提出に関する事項

第〇条 乙は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第82条第1項及び特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則の各条項に基づいて、必要な事項を適時に経済産業省に報告しなければならない。

2 甲は、乙からの求めがある場合には、本件液化石油ガス器具等の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに本件液化石油ガス器具等の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他本件液化石油ガス器具等の輸入の業務に関する甲の業務に関する事項に関して、遅滞なく乙に報告しなければならない。

3 甲は、乙に対する立入検査の実施日において、乙又は経済産業省若しくは機構と適時に連絡がとれるようにしておかななければならない。

4 甲は、甲又は乙が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条の2第1項に基づく液化石油ガス器具等の提出を命じられた場合には、その提出に協力しなければならない。

3-2. 変更届出書

事業の届出内容（様式第3等）に変更が生じた時は、遅延なく、「事業届出事項変更届出書（様式第8）」の提出が必要です。また、変更内容により以下の書類を添えて提出する必要があります。

届出書を提出される際は、「4. 届出書の提出先」をご確認ください。また、記載方法などご不明な点等があれば、事前にご相談ください。

※保安ネットによる手続きが可能です。

<国内管理人の氏名又は名称及び住所の変更>

（国内管理人の住所の変更）

- ✓ 国内管理人の登記事項証明書（国内管理人が法人の場合）又は
住民票の写し（国内管理人が個人の場合）

（国内管理人の氏名又は名称の変更）

- ✓ 様式第3の2（権限証明書）

※ 国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分¹の通知及び省令第37条の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第3の2による書類

- ✓ 委託契約書の写し

※ 省令第14条の2第5号の委託契約に係る契約書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限り。）

- ✓ 様式第3の3（誓約書）

※ 国内管理人が第14条の2各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第3の3による書類

<特定製品の型式の区分の変更>

- ✓ 別紙（技術基準省令別表第2で定める特定製品の型式の区分）

※ 型式の変更（変更・追加・削除）の場合は、別紙として型式の区分を添付してください。

(1) 様式第8の記載例：用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

事業届出事項変更届出書	
	○年○月○日 ^{※1}
経済産業大臣 殿 ^{※2}	
	□□工業株式会社 ^{※3} 代表取締役社長 安全 太郎 東京都千代田区霞が関○-○-○ 090-□□□□-□□□□ Keizai-□□□□@□□□□.co.jp
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第43条第1項（第43条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 変更の内容：	○○○○○ ^{※4}
2 変更の年月日：	○○○○○ ^{※4}
3 変更の理由：	○○○○○ ^{※4}

(記載要領)

※1 本届出書を提出する日付を記載してください。

※2 提出先により、各管轄の「○○経済産業局長」又は「経済産業大臣」となります。詳しくは「2. 製品の製造・輸入開始に関する手続きの流れ」の「※1 届出先」をご確認ください。

※3 登記上の「名称」「住所」「代表者の役職名」「代表者の氏名」を記載してください。

※4 「変更の内容」、「変更の年月日」、「変更の理由」の書き方は、次の「(2) 様式第8の書き方(例)」を参照ください。

(2) 鑑(様式第8)の書き方(例)：様式の大きさはA4です。

①製造工場の変更の場合

1 変更の内容：製造工場の変更

2 変更の年月日：○○年○○月○○日

3 変更の理由：○○年○○月○○日付け(事業・事業届出事項変更)届出書のうち、○○(液化石油ガス器具等名)を製造している○○工場については生産を中止し、新たに○○工場において生産を行うため、届出内容を変更する。

②型式の変更の場合

1 変更の内容：型式の変更

2 変更の年月日：○○年○○月○○日

- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け(事業・事業届出事項変更)届出書のうち、○○(液化石油ガス器具等名)の型式の区分として別紙1は生産を中止し、新たに別紙2について生産を行うため、届出内容を変更する。

③製造工場の追加の場合

- 1 変更の内容 : 製造工場の追加
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け(事業・事業届出事項変更)届出書のうち、○○(液化石油ガス器具等名)については、新たに○○工場において生産を行うため、製造工場を追加する。

④型式の追加の場合

- 1 変更の内容 : 型式の追加
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け(事業・事業届出事項変更)届出書のうち、○○(液化石油ガス器具等名)の型式の区分として別紙について生産を行うため、型式を追加する。

⑤製造工場の削除の場合

- 1 変更の内容 : 製造工場の削除
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け(事業・事業届出事項変更)届出書のうち、○○(液化石油ガス器具等名)については、○○工場において生産を中止したため、製造工場を削除する。

⑥型式の削除の場合

- 1 変更の内容 : 型式の削除
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け(事業・事業届出事項変更)届出書のうち、○○(液化石油ガス器具等名)の型式の区分として別紙について生産を中止したため、型式を削除する。

3-3. 業務報告書

国内管理人は、当該国内管理人に係る届出事業者が法第41条の規定に基づく届出を行った日から起算して1年を経過するごとに、その1年を経過した日から1月以内に報告規則 様式第1（業務報告書）の提出が必要です。本報告を行う際は、経済産業省本省又は管轄の経済産業局（詳細は「4. 届出書の提出先」の提出先を参照。）に提出してください。

(1) 業務報告書（様式第1）：用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

<p>業務報告書</p>	<p>〇年〇月〇日^{※1}</p>
<p>経済産業大臣 殿^{※2}</p>	
	<p>経産 二郎 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 090-□□□□-□□□□ Keizai-□□□□@□□□□.co.jp</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり報告します。</p>	
<p>1 届出事業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 氏名又は名称並びに代表者氏名：安全 太郎</p>	
<p>2 液化石油ガス器具等の区分 □□□□</p>	
<p>3 特定輸入事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに特定輸入事業者と国内管理人との間の連絡体制の整備に関する事項に係る変更の有無 「有」又は「無」</p>	
<p>4 特定輸入事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに特定輸入事業者と国内管理人との間の連絡体制の整備に関する事項に係る変更の内容^{※3}</p>	

《記載要領》

※1 日付は、提出年月日を記入してください。

※2 提出先により、各管轄の「〇〇経済産業局長」又は「経済産業大臣」となります。詳しくは「2. 製品の製造・輸入開始に関する手続きの流れ」の「※1 届出先」をご確認ください。

※3 変更のある場合に記載してください。

3-4. 契約解除等報告書

特定輸入事業者である届出事業者又は国内管理人は、省令第14条の2第5号の委託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は契約の更新を行わない旨の申出をしようとする日の前日から起算して30日前の日までに、報告規則 様式第2（契約解除等報告書）の提出が必要です。本報告を行う際は、経済産業省本省又は管轄の経済産業局（詳細は「4. 届出書の提出先」の提出先を参照。）に提出してください。

(1) 契約解除等報告書（様式第2）：用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

契約解除等報告書	
○年○月○日 ^{※1}	
経済産業大臣 殿 ^{※2}	
□□工業株式会社 ^{※3} 代表取締役社長 安全 太郎 東京都千代田区霞が関○-○-○ 090-□□□□-□□□□ Keizai-□□□□@□□□□.co.jp	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり報告します。	
委託契約の相手方の氏名若しくは名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	
委託契約の相手方の電話番号及び電子メールアドレス	
液化石油ガス器具等の区分	
解除等予定年月日	
解除等の理由	

4. 届出書の提出先

(1) 製造事業者の場合は当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場、輸入事業者（特定輸入事業者除く）の場合は輸入の事業に係る事務所又は営業所、特定輸入事業者の場合は国内管理人の事務所又は営業所が、一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、該当する経済産業局に提出してください。

① 北海道

経済産業省 北海道経済産業局 消費経済課 製品安全室
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西 2-1-1
電話 011-709-1792 (直通)

② 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

経済産業省 東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1
電話 022-221-4918 (直通)

③ 東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県

経済産業省 関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館
電話 048-600-0409 (直通)

④ 岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県

経済産業省 中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2
電話 052-951-0576 (直通)

⑤ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県

経済産業省 近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒540-8535 大阪府大阪府中央区大手前 1-5-44
電話 06-6966-6098 (直通)

⑥ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

経済産業省 中国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀 6-30
電話 082-224-5671 (直通)

⑦ 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

経済産業省 四国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎
電話 087-811-8526 (直通)

⑧ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

経済産業省 九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1
電話 092-482-5523 (直通)

⑨ 沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 消費経済室
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館
電話 098-866-1741 (直通)

(2) 国内の工場又は事業場等が複数の経済産業局の管轄区域内にわたる場合は本省となります。

経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 電話 03-3501-1511 (内線) 4309~4310

5. 液化石油ガス器具等に関する届出・申請書式

(様式の電子ファイルは、以下のURLからダウンロードいただけます。)

https://www.meti.go.jp/policy/consumer_seian/ekiseki_contents_ekiseki_yoshiki_top.pdf

以下は、事業届出書を含む主な液化石油ガス器具等に関する届出・申請書式のご紹介と記入上の注意等になりますのでご参照ください。

様式第3（第4条第1項及び第2項関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第41条の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人で
ある国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 4 当該液化石油ガス器具等の型式の区分
- 5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第5条の2に規定する要件
に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場
の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の
製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

権限証明書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者を国内管理人と定め、次の権限を付与したことを証明します。

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定により経済産業大臣が行う処分の通知を受領する権限
- ・ 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第37条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限

- 1 国内管理人の住所
- 2 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
- 3 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス
(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3の3（第4条第2項第4号、第7条第2項第1号関係）

誓約書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアドレス

私は、以下の者が液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第14条の2各号に規定する基準に適合する国内管理人であることを誓約します。

- 1 国内管理人の住所
 - 2 国内管理人の氏名又は名称及び法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
 - 3 国内管理人の電話番号及び電子メールアドレス
- （備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8（第7条第1項、第2項及び第4項関係）

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第43条第1項（第43条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4（第6条第1項関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業承継届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第42条第2項の規定によ
り、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏名又は名称及び法人にあ つてはその代表者の氏名	
	住 所	
	電話番号及び電子メールアド レス	
	製造（輸入）事業届出の年 月日	
	製造（輸入）する液化石油 ガス器具等の区分	
	特定輸入事業者にあつて は、国内管理人の氏名又は 名称及び住所並びに法人で ある国内管理人にあつては その代表者の氏名	
	当該液化石油ガス器具等の 型式の区分	
	液化石油ガス器具等の技術 上の基準等に関する省令第	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9（第9条関係）

液化石油ガス器具等製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第44条の規定により、
次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する液化石油ガス器具等の区分
- 3 廃止の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1（第2条第1項、第12条関係）

液化石油ガス器具等輸出用例外届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアド
レス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第39条第2項第1号（第46条第1項第1号）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 液化石油ガス器具等の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 輸出予定数量
- 3 仕向地及び輸出の時期
- 4 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び液化石油ガス器具等の型式の区分

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

略称 (記号) 表示承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者 (国内登録検査機関又は外国登録検査機関) の氏名又は名称に代えて略称 (記号) を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

液化石油ガス器具等の区分	略称又は記号に代える事項	略 称 又 は 記 号
	<u>届出事業者の名称</u> ^{※3}	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

《記載要領》

本申請は液化石油ガス器具等の区分単位で提出いただく必要がありますが、原則として 1 事業者につき 1 略称・記号しか与えられません。なお、略称又は記号は事業者の名称を簡潔に省略したものであり、かつ、その略称又は記号によって容易にその事業者の名称を察知しうるものである必要がありますので、申請にあたってはご注意ください。

- ※ 1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※ 2 「法人にあつては代表者の氏名」は、「代表者役職名」と「代表者氏名」を記載して下さい。
- ※ 3 申請書にある表中「略称又は記号に代える事項」の欄は、事業者名 (会社名) を記載するのではなく、ここに記載してあるとおり「届出事業者の名称」を記載してください。
- ※ 4 略称の表示か記号の表示かを区別するため、申請書の 4 ヶ所に書かれている「略称 (記号)」の部分については、「略称」又は「記号」のどちらかを消去してください。

登録商標表示届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

液化石油ガス器具等の区分	登録商標に代える事項	登録商標

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

(編集) 経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課 ガス用品担当
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
電話 03-3501-1511 (内線) 4309~4310 E-mail bz1-psd-gas@meti.go.jp